

# 愛知県が進める街路樹の適切な維持管理 について

青山 和将

愛知県 建設局 道路維持課 (〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)

街路樹は、高度経済成長期に多く設置され、道路景観の向上など、道路を含めた良好な都市環境の形成に寄与してきた。本県が管理する街路樹は設置後 50 年以上経過するものも多く、樹木の老朽化や大木化など課題が顕著となっている。このため街路樹が本来の豊かで潤いのある緑化の役割を果たせられるよう、2021 年度から 2024 年度までの 4 年間で約 3 割の低木を撤去し、縮減した管理費用を活用し、街のシンボルとなる道路を中心に、中高木の剪定方法や頻度を 3 年に 1 回の強剪定から 2 年に 1 回の整姿剪定へ移行する。除草についても状況に応じ 1 年に 1 回から 1 年に 2 回実施できるように取り組んでいく。

キーワード 維持管理課、街路樹、植栽帯、剪定、草刈

## 1. はじめに

街路樹は、高度経済成長期の集中的な道路整備とともに設置され、道路景観の向上や道路利用者への潤いと緑陰の提供、さらには道路を含めた良好な都市環境の形成に寄与してきた。現在においては、長年にわたる街や道路の利用状況、人々の生活の変化に伴って、街路樹に求められる姿に変化が生じている。

本県が管理する街路樹は設置後 50 年以上経過するものも多く、限られた予算による維持管理の中、樹木の老朽化や大木化など課題が顕著となってきた。このため顕在化してきた課題を踏まえつつ、街路樹が本来の豊かで潤いのある緑化の役割を果たし、地域住民らに受け入れられるよう、本県では街路樹管理の適正化に向けた取組を行っている。本稿では、現在進めている街路樹管理の適正化に向けた取組について紹介をしていく。

## 2. 愛知県の街路樹の植栽状況について

本県の街路樹は、高木(樹高 3m 以上)約 6 万本、中木(樹高 1m 以上 3m 未満)約 2 万本、低木(樹高 1m 未満)約 340 万本が管理されている。高木の樹種は、全体で 81 種であり、落葉樹が全体の約 70% を占めている。樹種別の本数の割合は、トウカエデ、イチヨウ、ケヤキ、ナンキンハゼ、モミジバフウの順に高く、これら 5 種で全体の 50% 以上を占めている。その内、イチヨウ、ケヤキ、モミジバフウ等は大木化し、またナンキンハゼは、繁殖力が強く頻繁に剪定する必要がある。

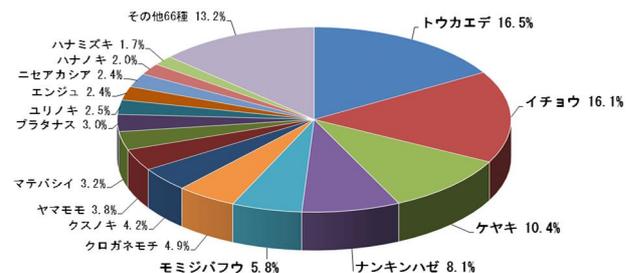


図-1 樹種別の高木本数の割合

### 3. 街路樹管理の課題

#### (1) 大木化による標識等の視認性低下や台風時の倒木 (写真-1)

設置後 50 年以上経過したものが増えてきており、イチョウ、ケヤキ等の高木が大木化し、標識や信号機等の視認性を低下させるだけでなく、樹木の老朽化により台風時の倒木の危険性も高くなっている。



写真-1

#### (2) 3年に1度の枝の強剪定による生育不良や樹形の悪化 (写真-2)

予算に限りがあり、樹木に応じた剪定頻度や剪定方法を継続することが困難であるため、「強剪定」とならざるを得ず、樹木が本来持つ美しい樹形となっていない。



写真-2

#### (3) 植樹帯の草木繁茂による安全な通行の障害や景観の悪化 (写真-3)

除草は基本的には年 1 回のため、雑草の繁茂によ

り、長期にわたり歩行者の通行障害が生じるなどの課題がある。



写真-3

### 4. 街路樹管理の適正化に向けた取組

上述した従来の管理による課題に対応するため、下記の 3 つの取組方針により安全で安心な道路を確保するとともに、美しい並木みちを創出する新しい管理へ転換する。

#### 方針① 安全・安心に道路を利用できる街路樹の管理

中高木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点や横断歩道に近接し見通しを妨げるなど、<u>危険と判断された中高木は撤去する。</u></li> <li>・専門家による定期診断で異常が確認されるなど、<u>老朽化や大木化により支障が生じている中高木は撤去し、大きくならない過ぎない樹木への植え替えなどを検討する。</u></li> </ul>
低木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者が安心して通行できるよう、<u>歩道幅員が狭い箇所などの植樹帯(低木)は撤去を進める。(3割程度減)</u></li> </ul>

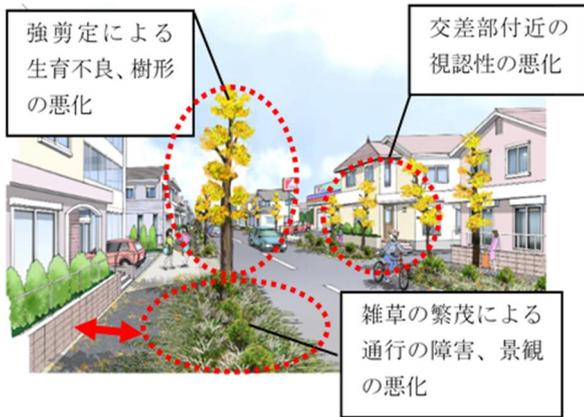
#### 方針② 美しい並木みちの創出

中高木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街のシンボルロードとして緑化による景観向上が求められ、かつ歩道が広く街路樹の生育空間が十分に確保できる箇所は、<u>樹木が本来もつ美しい樹形となるよう剪定の方法や頻度を見直す。</u></li> </ul>
-----	---

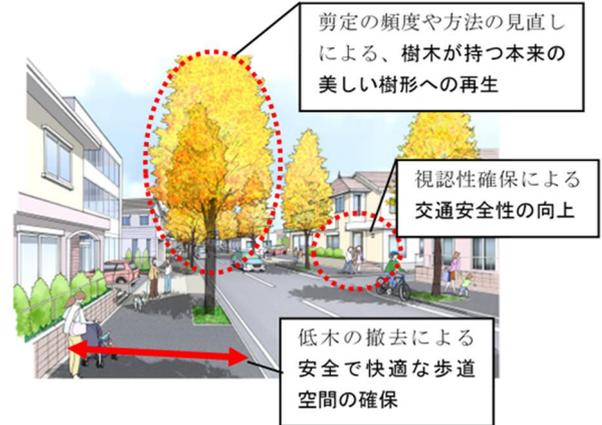
#### 方針③ 住民参加による街路樹の管理

清掃 除草等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が道路に愛着を持ち、自ら環境美化に参加する「<u>愛・道路パートナーシップ事業</u>」などの<u>地域協働事業のさらなる活用・推進</u>を図る。</li> </ul>
-----------	---

【従来の管理】



【新しい管理】



これらの3つの方針に沿った取組を確実なものとするため、中高木については実施計画（路線や区間ごとに、目標樹形を設定し、また目標樹形に応じた剪定方法や剪定頻度及び落ち葉清掃の回数などを各建設事務所にて設定するもの）を作成し、低木については撤去箇所の抽出及び撤去を行う。

のシンボルとなる道路を中心に、3年に1回の強剪定から2年に1回の整姿剪定へ移行し（方針②）、除草についても状況に応じ1年に1回から1年に2回実施できるように取り組んでいく。

5. 街路樹管理の適正化に向けたスケジュール

従来の管理から新しい管理へ移行するため、2021年度から2024年度までの4年間で約3割の低木及び危険と判断された中高木等を撤去し、植樹帯の整備を進める（方針①）。2025年度からは縮減した管理費用により、中高木の剪定方法や頻度について、街

6. おわりに

現在、街路樹管理の適正化に向けた取組は4年目となり、低木撤去及び植樹帯の処理は順調に進んでいるが、1年でも早く新しい管理へ移行することを地域の皆様からも望まれている。私たちとしてもいち早く新しい管理へ移行することにより、数年後、地域の皆様に愛される美しい街路樹としていきたいと思っている。

表1 適正化にむけたスケジュール

		従来の管理	移行期間（概ね4年間） 2021～2024年度	新しい管理
新しい管理に向けた取組	実施計画（目標樹形、剪定方法、剪定頻度）の作成		→	
	市町村・地域住民へのお知らせ、計画への合意		→	
	地域協働の働きかけ		→	
	低木撤去工事、撤去後植樹帯の処理		→	
新しい管理の実施				→
管理頻度	中高木の剪定	3年に1回（強剪定）	3年に1回（強剪定）	2年に1回（整姿剪定）※
	低木の剪定	1年に1回	1年に1回	1年に1回
	除草	1年に1回	1年に1回	1年に2回

※街のシンボルとなる道路を中心に